固定資産税の

申告・届出は忘れずに

国国出

届出をお願いします。 方で、次に該当する場合は、 毎年1月1日に土地・家屋などを所有している 固定資産税の申告・

- 相続や贈与などにより土地・ 家屋の納税義務者に変更があ
- 納税義務者が亡くなられたの に変更していない場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・住宅用の土地を所有している された場合 方で平成21年中に家屋を新築
- 土地や家屋の使用用途を変更

取得価格が20万円未満の減価 償却資産で、事業年度ごとに 括して3年間で償却する場

金に算入されたもの

※償却資産とは、会社や個人 産をいいます。 対象とならない有形固定資 めに所有している機械・器 ている方が、その事業のた で工場や商店などを経営し (自動車・軽自動車税等)の ・備品などで、他の税

償却資産の申告は 2月1日までに

場合は対象になりません。 2月1日(月)までに申告をお願 状況について(資産の種類・取得 いします。なお、次に該当する 価格・取得時期・耐用年数等)、 は、1月1日現在の償却資産の 償却資産を所有されている方

• 税務会計において、耐用年数 税法等の規定により一時に損 万円未満の償却資産で、法人 1年未満または取得価格が10

その他

伴う減額、省エネ改修に伴う減 措置についての詳細につきまし 額、長期優良住宅にかかる特例 税の減額、バリアフリー改修に ては、お問い合わせください。 耐震改修した住宅の固定資産

◎問い合わせ

税務課 四内線255.256

所得税の還付申告は1月から!

旬以降は混雑しますので、早めの申告をおすすめします。 金等特別控除など)を1月から受け付けています。2月中 税務署では、所得税の還付申告(医療費控除・住宅借入

▼日にち・

日にち	場所
1/4~1/22 3/26~	平塚税務署 内会場
1/25~3/25 ※土・日・祝日 は除く。ただ し、2/21(日)、 2/28(日)は開 催。	平塚駅ビル 6 F ラスカ ホール

・書類の配布・提出のみ • 申告書作成のアドバイス 9時~17時

▼申告・納付期限

8時30分~17時

• 所得税 · 贈与稅 3月15日(月)

個人事業者の消費税 3月31日(水

住宅ローン控除について 個人住民税における

されます。 受けた方で所得税において控除 は、翌年度の町県民税から控除 しきれなかった金額がある場合 し、所得税の住宅ローン控除を 平成21~25年までの間に居住

①所得税の住宅ローン控除可能 額のうち所得税において控除 次の①②のいずれか小さい額 しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の 限97,500円 額に5%を乗じて得た額(上

▼申告方法

町への申告は不要です。 ※平成11~18年までに居住した る方は税務署で所得税の住宅ロ ーン控除を申告してください。 住宅ローン控除の適用を受け から町への申告は不要となり 住宅ローン控除」も、21年分 方が対象の「税源移譲に伴う

ください。

詳しくは税務署へお問合せ

◎問い合わせ

税務課 四内線253.254

事前のお知らせについて 所得税・消費税確定申告の

せいたします。 必要な情報を 1月下旬にお知ら の送付に代わって「ハガキ」に より平成21年分の確定申告書に 申告書が必要な方には、申告書 れた方のうち、翌年以降も確定 ー等の利用)で作成して提出さ ソコン(確定申告書作成コーナ 平成20年分の確定申告書をパ

◎問い合わせ

※所得税の申告書等は1月末よ 平塚税務署 定しています。 り町税務課窓口でも配布を予 22 1 4 0 0

Tax ご利用を!

要となります。 等ができるシステムです。利 用には事前の登録手続きが必 ットを利用して、申告・納税 (e-Tax)は、インターネ 国税電子申告・納税システ

○問い合わせ

http://www.nta.go.jp. 国税庁ホームページ

平塚税務署